

◆寄附金税額控除制度の改正について

宇陀市では、奈良県と同様に新たに適用される寄附金について、税額控除の対象となるよう宇陀市税条例を改正しました。これにより、個人の方が下表の「②市・県民税の控除対象となる寄附金」に該当する法人または団体に寄附をした場合には、市・県民税（個人住民税）の税額控除が受けられます。

※この制度は、平成26年度以降の市・県民税（個人住民税）に適用となります。

①所得税の控除対象となる寄附金	②市・県民税の控除対象となる寄附金
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	【国への寄附は対象外】 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの（国公立大学法人、共同募金会、日本赤十字社への寄附等）	奈良県共同募金会・日本赤十字社奈良県支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
3 特定公益増進法人に対する寄附金 (1) 独立行政法人 (2) 病院事業・社会福祉事業の経営等を主たる目的とする地方独立行政法人 (3) 自動車安全運転センター等 (4) 公益社団法人・公益財団法人(旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等を含む(平成25年11月までの経過措置) (5) 私立学校法人で一定の要件を満たすもの (6) 社会福祉法人 (7) 更正保護法人	新たに税額控除の対象となる寄附金 ○左記の2～5の法人又は団体のうち (1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体 (2) 県外に主たる事務所を有する法人又は団体で県内に事務所を有するもので、知事の指定を受けたもの ○左記6の認定特定公益信託のうち 奈良県知事又は奈良県教育委員会が所管するもの ※平成25年1月1日以降に支出された寄附金から適用。
4 国税庁長官（平成24年4月1日～都道府県知事）が認定した特定非営利活動法人に対する寄附金	※左記3（5）については、特定公益増進法人の証明を受けている法人に限る。また学校の入学に関して支出した寄附金を除く。
5 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(平成25年11月までの経過措置)	
6 一定の要件を満たす特定公益信託へ支出した金銭	

◆市・県民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

寄附金税額控除に該当する法人または団体に寄附をした場合は、
〔1〕所得税の控除対象となる寄附金は、所轄の税務署に所得税の確定申告を

してください。

[2] 市・県民税の控除対象となる寄附金は、市役所に市・県民税の申告をしてください。

問 税務課 (☎ 8 2 - 1 3 0 6 / IP ☎ 8 8 - 9 0 7 2)